

## 会計帳簿及び収支報告書の作成

- 出納責任者の心得・・・・・・・・・・・・ 1 頁～2 頁
- 会計帳簿に記載する支出科目の説明・・・ 3 頁～5 頁
- 出納責任者の職務等・・・・・・・・・・・・ 6 頁
- 選挙運動用収支報告書・・・・・・・・・・・・ 7 頁～10 頁



出 納 責 任 者 の 心 得

| 事 項           | 摘 要                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会計帳簿の作成     | 法定様式に準じて必ず作成しなければならない。<br>(1) 収入簿 (2) 支出簿                                                                                                |
| 2 会計帳簿の出納     | (1) 立候補準備に要した経費の精算と出納<br>(2) 法定費用及び制限額内での執行<br>(3) 支出簿は10項目に分類して出納<br>(4) 各支出の領収書の受領<br>(5) 寄附明細書の受領                                     |
| 3 収支報告書       | 用紙は選挙管理委員会が交付する                                                                                                                          |
| 4 収支報告書の作成    | (1) 人件費はできるだけ労務者、事務員の区分ごとに1日分を1行ないし数行にまとめ、内訳を別紙で明確にすること。<br>(2) 会計帳簿から費目毎に記載例を参照して記載すること。2部作成し、1部は控え、1部提出。                               |
| 5 収支報告書の提出    | (1) 第1回目 選挙期日から15日間以内。<br>(4月28日 月曜日)<br>(2) 第2回目以降 収支のあった日から7日以内。<br>(3) 添付書類<br>○ 領収書の写し<br>○ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細<br>(4) 提出先 町選挙管理委員会 |
| 6 会計帳簿及び書面の保存 | 報告書 提出の日から3年間                                                                                                                            |
| 7 法定制限費用      | 法定制限費用を超過して支出すると出納責任者は処罰され、連座制の規定により候補者の当選も無効とされ、かつ、連座裁判の確定の日から5年間の立候補制限が課せられる。                                                          |

|                           |                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 報酬の最高額                  |                                                                                                                                                                                                          |
| (1) 労務者                   | ○ 1日1人につき 10,000 円以内<br>○ 超過勤務手当は上記の 5 割以内                                                                                                                                                               |
| (2) 事務員                   | 届出をした事務員に限る。<br>○ 1日1人につき 10,000 円以内<br>○ 超過勤務手当は支給することができない。                                                                                                                                            |
| (3) 車上等運動員                | 専ら車上における選挙運動のために使用する者<br>(うぐいす嬢)<br>○ 1日1人につき 15,000 円以内<br>○ 超過勤務手当は支給することができない。                                                                                                                        |
| (4) 運動員                   | 報酬は支給することはできない。(支給すると買収となる。)                                                                                                                                                                             |
| 9 実費弁償の額                  |                                                                                                                                                                                                          |
| (1) 運動員及び事務員 (1人につき)      | ○ 鉄道賃 旅客運賃等の実費額<br>○ 船 賃 旅客運賃等の実費額<br>○ 車 賃 路程に応じた実費額<br>○ 宿泊料 1夜につき 12,000 円<br>(食事料 2 食分含む)<br>○ 弁当料 1食につき 1,000 円<br>1日につき 3,000 円<br>○ 茶菓料 1日につき 500 円                                               |
| (2) 労務者 (1人につき)           | ○ 鉄道賃、船賃、車賃は上記に掲げる額<br>○ 宿泊料 1夜につき 10,000 円<br>(食事料は、なし)<br>○ 弁当料、茶菓料は支給できない。                                                                                                                            |
| 10 選挙事務所における弁当 (現物) の支給制限 | 候補者 1 人当たり 225 食 (1 日 45 個×5 日)<br>(1) 運動員、事務員に 1 食 1,000 円の弁当を提供したときの実費弁償は、<br>3,000 円－1,000 円＝ <u>2,000 円以内</u> の支給<br>(2) 労務者に 1,000 円の弁当を提供したときは、報酬からその分を差し引いて支給する。<br>10,000 円－1,000 円＝9,000 円以内の支給 |

## 会計帳簿に記載する支出科目の説明

### ○ 選挙運動費用に算入されないもの

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。したがって、出納責任者は収支報告をする必要もありません。

- (1) 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
- (4) 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- (7) 選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出  
(借上料、燃料代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)

選挙運動の費用として支出されたものは、その全部について支出簿に記載しなければなりません。具体的には次の項目を参考にしてください。

### 1 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）に対する報酬が考えられる。なお、選挙運動員については、実費弁償が支払われるので、その内容は、交通費、食料費等として処理すべきである。

【報酬を支給できる者】・・・報酬を支給する選挙運動事務員、車上等運動員及び手話通訳者に関する届出書により提出された者

#### ① 選挙運動のために使用する事務員

選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者であり、統括主宰者、出納責任者等の選挙運動の枢機に参画するような者はもちろん、親族等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれない。

#### ② 専ら車上における選挙運動のために使用する者

いわゆる「うぐいす嬢」のように、選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇用された者である。

車上等における選挙運動を本務としない者が一時的に車上等における選挙運動に従事することがあっても、報酬を支給することができない。

【実費弁償の支給は】

実費弁償は、選挙運動に従事する者（いわゆる選挙運動員）及び選挙運動のために使用される労務者に対して、支給することが認められる。ここにおける労務者とは、立候補準備行為及び選

選挙運動に付随して行う単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、自動車の運転等）で自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者である。

選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができない。また、選挙運動に従事する者に対しては、食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者には食事料を除いた宿泊料しか支給することができない。

## 2 家屋費

- (1) 選挙事務所費として考えられるのは、主として借上料であって、このなかには、事務所自体の借上料と机などの備品の借上料が考えられる。候補者の自宅を選挙事務所に使用したときは、選挙運動費用に参入しなくてもよいが、机、イスなどを選挙運動のために購入すれば、その分は家屋費に計上しなければならない。

また、事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれるので、注意を要する。

- (2) 集合会場費は、主として個人演説会場の借上料である。このなかにも机などの備品の借上料が入る。

## 3 通信費

通信費の内容は、電報、電話、葉書、封書等に要する費用である。電報は文書にほかならないから、選挙運動のためには使用することはできないが、事務上の連絡のために使用することは差し支えない。葉書、封書も同様に事務連絡用のものに限り許される。電話架設費は、選挙事務所費の中に入るが、電話機の借上料と電話料は通信費に入る。また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信料も忘れず計上すべきものである。

### 【葉書に要する費用】

営業所（郵便局）から無料で交付される会社発行葉書を使用する場合であっても葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に計上しなければならない。私製葉書を使用する場合は、台紙代と印刷費と筆耕料を選挙運動費用に計上しなければならないが、郵送料は無料となるので含まれない。

### 【電話による選挙運動と費用】

電話による選挙運動は法律上制限されていないので、全く自由である。

しかし、候補者、統括主宰者、出納責任者等選挙運動の重要な地位を占める人達から計画的に電話による選挙運動を指令されたような場合は、電話料等の費用は選挙運動費用に算入しなければならない。

## 4 交通費

交通費の中には、具体的に候補者、運動員、事務員、労務者について生ずるが、このうち候補者の分は、原則として選挙運動の費用とみなされないから問題ないが、運動員以下については、実費弁償があるわけである。候補者と運動員がタクシーを

拾ったような場合は、一般には運動員は便乗と解されるので参入する必要はない。運動員が友人の好意により無料で自動車に乗せてもらった場合等は時価で見積もり、寄附及び支出としてやはり費用の中に計上する。選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用は、選挙運動のための支出とみなされないから、ここに記載する必要はない。「使用するために要した費用」の内容は、借上料、燃料代、修繕料、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事料等であり、これらは選挙運動費用とみなされない。ただし、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費は、「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければならない。

## **5 印刷費**

印刷費については、選挙運動のために使用するポスター及び葉書等の印刷費が主である。

## **6 広告費**

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用である。

## **7 文具費**

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等である。

## **8 食糧費**

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用とか、法律で認められた運動員、労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等がある。

## **9 宿泊費**

休憩及び宿泊に要した費用である。

## **10 雑費**

雑費には候補者により、いろいろ異なると思われる。例えば、看板の作製について考えてみると、看板屋に請け負わせたものであれば広告費に入り、材料を提供して労務者を雇い作製したものであれば労務費は人件費の中に、木材、トタン等の材料代は雑費の中に、墨やペンキ代は文具費というように分けられる。また、選挙運動中特に天災等でローソクを必要とした場合はやはりローソクは雑費として考えられる。木炭代、ガス代、電気代、水道代等の光熱水費もこれに入る。

以上10項目についてだいたいの輪郭を説明したが、選挙運動の費用は、これだけに限るものではなく、およそ「選挙運動に関する」費用は、すべて適宜10項目の中に当てはめて、月日順に明細を記載しなければならない。

○ 出納責任者の職務

出納責任者は、209 頁から 213 頁に掲げる様式の会計帳簿（収入簿と支出簿がある。）を作成して備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければならない。

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となったものが支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされる。

(3) 明細書の提出（法第 186 条）

出納責任者以外で、候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から７日以内に（出納責任者の請求があるときは直ちに）、寄付者の氏名、住所、職業、寄附の金額と年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければならない。なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに、出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっている。したがって、出納責任者は、この明細書を受領して保存することともに、提出のないときは提出を求めなければならない。

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければならない。ただし、天災地変のため連絡が途絶したり、相手方が死亡した場合及び汽車、バスの切符の購入の場合等社会通念上、領収書を発行しない慣例となっている場合には、徴収しなくてもよい。

候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者も同様である。また、この場合には、領収書等を徴収したら、直ちに出納責任者に送付しなければならない。



※実寸は異なります  
様式第5

選挙運動費用収支報告書

1. 令和 7 年 4 月 13 日執行

さつま町〇〇〇選挙
2. 公職の候補者

住所 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1 5 6 5 番地 3

氏名 当 選 大 吉
3. 自 4 月 8 日から

至 4 月 22 日まで

第 1 回分
4. 収 入 の 部

| 月 日   | 金額又は見積額  | 種 別      | 寄附をした者         |         |     | 金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠   | 備 考         |
|-------|----------|----------|----------------|---------|-----|-------------------------|-------------|
|       |          |          | 住所又は主たる事務所の所在地 | 氏名又は団体名 | 職 業 |                         |             |
| 4月8日  | 500,000円 | その他の収入   |                |         |     |                         | 自己資金        |
| 4月8日  | 200,000円 | その他の収入   |                |         |     |                         | 借入金         |
| 4月9日  | 6,000円   | 寄 附      | さつま町〇〇12番地3    | 川中 五郎   | 大 工 | 立札作製<br>1日6,000円        | 労 務<br>無償提供 |
| 4月9日  | 30,000円  | 寄 附      | さつま町〇〇2番地4     | 山川 四郎   | 商 業 | 1日6,000円×5日             | 事務所<br>無償提供 |
| 4月9日  | 25,000円  | 寄 附      | さつま町〇〇123番地5   | 電気 太郎   | 電機商 | 1日5,000円×5日             | 拡声機<br>無償提供 |
| 4月10日 | 30,000円  | 寄 附      | さつま町〇〇456番地    | 甲山 二郎   | 修理工 | 1日6,000円×5日             | 車 両<br>無償提供 |
| 4月10日 | 120,000円 | 寄 附      | 鹿児島市〇〇567番地    | 〇 〇 党   | 政 党 |                         |             |
| 4月10日 | 15,000円  | 寄 附      | さつま町〇〇67番地8    | 〇〇株式会社  |     | 机5, 椅子20<br>1日3,000円×5日 | 備 品<br>無償提供 |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
|       |          |          |                |         |     |                         |             |
| 計     | 寄 附      | 226,000円 |                |         |     |                         |             |
|       | その他の収入   | 700,000円 |                |         |     |                         |             |
|       | 計        | 926,000円 |                |         |     |                         |             |
| 前回計   | 寄 附      |          |                |         |     |                         |             |
|       | その他の収入   |          |                |         |     |                         |             |
|       | 計        |          |                |         |     |                         |             |
| 総額    | 寄 附      | 226,000円 |                |         |     |                         |             |
|       | その他の収入   | 700,000円 |                |         |     |                         |             |
|       | 総 計      | 926,000円 |                |         |     |                         |             |

※実寸は異なります

５．支 出 の 部

| 月 日         | 金額又は見積額 | 区 分        | 支出の目的       | 支出を受けた者            |               |     | 金 銭 以 外<br>の 支 出 の<br>見 積 の 根 拠 | 備 考              |
|-------------|---------|------------|-------------|--------------------|---------------|-----|---------------------------------|------------------|
|             |         |            |             | 住所又は主たる<br>事務所の所在地 | 氏名又は<br>団 体 名 | 職 業 |                                 |                  |
| (1)         |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 人件費         | 円       |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 4月8日        | 6,000   | 立候補<br>準 備 | 労務者報酬       | さつま町<br>〇〇12番地3    | 川中 五郎         | 大 工 | 立札作製<br>1日6,000円                | 労 務<br>無償提供      |
| 4月8日        | 46,800  | 選挙運動       | 〃           | さつま町<br>〇〇100番地    | 上田 均一         | 日 雇 |                                 | 内訳別紙             |
| 4月8日        | 40,000  | 〃          | 車上運動員<br>報酬 | さつま町<br>〇〇11番地     | 鹿島 桜子         | 会社員 |                                 | 1日8,000円<br>× 5日 |
| 4月9日        | 32,000  | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇22番地     | 宮崎 桃子         | 無 職 |                                 | 1日8,000円<br>× 4日 |
| 4月9日        | 35,000  | 〃          | 事務員報酬       | さつま町<br>〇〇33番地     | 熊本 太郎         | 会社員 |                                 | 1日7,000円<br>× 5日 |
| 4月9日        | 28,000  | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇55番地     | 佐賀 梅子         | 無 職 |                                 | 1日7,000円<br>× 4日 |
| 4月10日       | 14,000  | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇44番地     | 大分 次郎         | 農 業 |                                 | 1日7,000円<br>× 2日 |
| 小 計         | 201,800 |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| (2)の1       |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 家屋費(選挙事務所費) |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 4月5日        | 14,000  | 立候補<br>準 備 | 電話架設費       | 薩摩川内市<br>〇〇111番地   | NTT<br>川内営業所  |     | 7,000円<br>× 2台                  | 臨時電話             |
| 4月8日        | 30,000  | 選挙運動       | 事務所<br>借上料  | さつま町<br>〇〇12番地3    | 山川 四郎         | 商 業 | 1日6,000円<br>× 5日                | 事務所借上<br>(無償分)   |
| 4月8日        | 15,000  | 〃          | 備品借上料       | さつま町<br>〇〇67番地     | 〇〇株式会社        |     | 机5, 椅子20<br>1日3,000円 × 5日       | 備品無償<br>提供分      |
| 小 計         | 59,000  |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| (2)の2       |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 家屋費(集合会場費)  |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 4月8日        | 3,000   | 選挙運動       | 演説会場<br>借上料 | さつま町<br>〇〇400番地    | 鶴田 一男         | 商 業 |                                 |                  |
| 4月9日        | 3,000   | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇515番地    | 薩摩 切子         | 〃   |                                 |                  |
| 4月10日       | 3,000   | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇200番地    | 入来 小吾郎        | 〃   |                                 |                  |
| 小 計         | 9,000   |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| (3)         |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 通信費         |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 4月22日       | 7,600   | 選挙運動       | 通話料         | 薩摩川内市<br>〇〇111番地   | NTT<br>川内営業所  |     |                                 |                  |
| 小 計         | 7,600   |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| (4)         |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 交通費         |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
| 4月6日        | 1,500   | 立候補<br>準 備 | タクシー代       | さつま町<br>〇〇222地     | 〇〇タクシー        |     |                                 | 事務所<br>借上内交渉     |
| 4月7日        | 3,200   | 選挙運動       | 労務者運賃       | さつま町<br>〇〇100地     | 上田 均一         | 日 雇 |                                 | A～B間<br>実費弁償     |
| 4月8日        | 4,300   | 〃          | 〃           | さつま町<br>〇〇777地     | 大石 力          | 〃   |                                 | B～C間<br>実費弁償     |
| 4月9日        | 30,000  | 〃          | 自動車<br>借上料  | さつま町<br>〇〇456地     | 甲山 二郎ほか       | 修理工 |                                 | 車両無償<br>提供分      |
| 小 計         | 39,000  |            |             |                    |               |     |                                 |                  |
|             |         |            |             |                    |               |     |                                 |                  |

※実寸は異なります

5. 支 出 の 部

| 月 日   | 金額又は見積額 | 区 分        | 支出の目的         | 支出を受けた者            |               |     | 金 銭 以 外<br>の 支 出 の<br>見 積 の 根 拠 | 備 考               |
|-------|---------|------------|---------------|--------------------|---------------|-----|---------------------------------|-------------------|
|       |         |            |               | 住所又は主たる<br>事務所の所在地 | 氏名又は<br>団 体 名 | 職 業 |                                 |                   |
| (5)   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 印刷費   | 円       |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 4月6日  | 100,000 | 立候補<br>準 備 | ポスター<br>印刷代   | さつま町<br>〇〇111番地1   | 〇〇印刷所         |     |                                 | 1枚200円<br>× 500枚  |
| 4月9日  | 8,000   | 選挙運動       | ハガキ<br>印刷代    | さつま町<br>〇〇111番地1   | 〃             |     |                                 | 1枚10円<br>× 800枚   |
| 小 計   | 108,000 |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| (6)   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 広告費   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 4月6日  | 9,000   | 立候補<br>準 備 | ちょうちん代        | 鹿児島市<br>〇〇250番地    | 〇〇提灯店         |     |                                 |                   |
| 4月6日  | 35,000  | 〃          | 自動車用<br>看板代   | さつま町<br>〇〇350番地    | 〇〇看板店         |     |                                 |                   |
| 4月6日  | 50,000  | 〃          | 〃             | 〃                  | 〃             |     |                                 |                   |
| 4月9日  | 25,000  | 選挙運動       | 拡声機<br>借上料    | さつま町<br>〇〇123番地5   | 電気 太郎         | 電気商 | 1日5,000円<br>× 5日                | 拡声機<br>無償提供分      |
| 4月9日  | 30,000  | 〃          | 新聞広告料         | 鹿児島市<br>〇〇484番地    | 〇〇新聞社         |     |                                 |                   |
| 小 計   | 149,000 |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| (7)   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 文具費   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 4月6日  | 2,000   | 立候補<br>準 備 | 筆 代           | さつま町<br>〇〇231番地    | 〇〇文具店         |     |                                 | 1本500円<br>× 4本    |
| 4月6日  | 4,500   | 〃          | 郵紙ほか          | 〃                  | 〃             |     |                                 | 10件               |
| 4月9日  | 3,000   | 選挙運動       | 押ピン           | 〃                  | 〃             |     |                                 |                   |
| 小 計   | 9,500   |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| (8)   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 食糧費   |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
| 4月8日  | 36,000  | 選挙運動       | 仕出し弁当         | さつま町<br>〇〇898番地    | 〇〇食堂          |     |                                 | 1食800円<br>× 45食   |
| 4月8日  | 15,000  | 〃          | 煎茶代           | さつま町<br>〇〇162番地    | 宮 かおり         | 商 業 |                                 | 1本1,000円<br>× 15本 |
| 4月8日  | 6,000   | 〃          | 菓子代           | さつま町<br>〇〇462番地    | 〇〇菓子店         |     |                                 | せんべい<br>ほか4種      |
| 4月8日  | 7,200   | 〃          | 労務者弁当<br>実費弁償 | さつま町<br>〇〇100番地    | 上田 均一ほ<br>か   | 農 業 |                                 | 1食800円<br>× 9食    |
| 4月9日  | 26,600  | 〃          | 仕出し弁当         | さつま町<br>〇〇933番地    | 〇〇仕出店         |     |                                 | 1食700円<br>× 38食   |
| 4月10日 | 16,800  | 〃          | 〃             | さつま町<br>〇〇875番地    | 〇〇レストラ<br>ン   |     |                                 | 1食800円<br>× 21食   |
| 4月11日 | 24,000  | 〃          | 〃             | さつま町<br>〇〇898番地    | 〇〇食堂          |     |                                 | 1食800円<br>× 30食   |
| 4月12日 | 6,000   | 〃          | 菓子代           | さつま町<br>〇〇462番地    | 〇〇菓子店         |     |                                 | せんべい<br>ほか6種      |
| 4月12日 | 64,000  | 〃          | 仕出し弁当         | さつま町<br>〇〇933番地    | 〇〇仕出店         |     |                                 | 1食800円<br>× 80食   |
| 小 計   | 201,600 |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
|       |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |
|       |         |            |               |                    |               |     |                                 |                   |

※実寸は異なります

5. 支出の部

| 月 日        | 金額又は見積額         | 区 分        | 支出の目的       | 支出を受けた者            |               |     | 金 銭 以 外<br>の 支 出 の<br>見 積 の 根 拠 | 備 考             |
|------------|-----------------|------------|-------------|--------------------|---------------|-----|---------------------------------|-----------------|
|            |                 |            |             | 住所又は主たる<br>事務所の所在地 | 氏名又は<br>団 体 名 | 職 業 |                                 |                 |
| (10)<br>雑費 | 円               |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
| 4月6日       | 35,000          | 立候補<br>準 備 | ベニヤ板        | さつま町<br>〇〇61番地     | 〇〇製材店         |     |                                 |                 |
| 4月6日       | 4,000           | 〃          | 釘 ほか        | さつま町<br>〇〇25番地     | 〇〇金物店         |     |                                 |                 |
| 4月22日      | 5,000           | 選挙運動       | 電気水道料       | さつま町<br>〇〇213番地    | 乙野 四郎         | 商 業 |                                 | 1日1,000円<br>×5日 |
| 4月22日      | 3,000           | 〃          | プロパン<br>ガス代 | さつま町<br>〇〇787番地    | 〇〇プロパン        |     |                                 |                 |
| 小 計        | 47,000          |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            |                 |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            |                 |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
| 計          | 立候補準備<br>のための支出 | 261,000    |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 選挙運動<br>のための支出  | 570,500    |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 計               | 831,500    |             |                    |               |     |                                 |                 |
| 前回<br>計    | 立候補準備<br>のための支出 |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 選挙運動<br>のための支出  |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 計               |            |             |                    |               |     |                                 |                 |
| 総<br>額     | 立候補準備<br>のための支出 | 261,000    |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 選挙運動<br>のための支出  | 570,500    |             |                    |               |     |                                 |                 |
|            | 計               | 831,500    |             |                    |               |     |                                 |                 |

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 28 日

出納責任者 住 所 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1212番地3  
氏 名 乙 野 次 郎 印

|    |  |
|----|--|
| 参考 |  |
|----|--|

備考

- 収入の部においては、1件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他収入の区別を明記するものとする。
- 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 収入の部の記載については、前記会計帳簿の様式備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から7までの例によるものとする。
- 「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ピラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車若しくは個人演説会場の立札及び看板類の作成に係るもの）その他の参考となる事項を記載することができるものとする。